



埼玉県報

第330号
令和4年(2022年)
7月22日
金曜日

目次

規則

- 埼玉県立高等学校通則の一部を改正する規則の一部を改正する規則（県立学校人事課）
- 埼玉県立特別支援学校管理規則の一部を改正する規則（県立学校人事課）

告示

- 次期埼玉県自治体情報セキュリティクラウドサービス提供等業務に関する落札者等の公示（情報システム戦略課）
- 職員用パーソナルコンピュータに係るソフトウェア調達に関する入札公告（情報システム戦略課）
- 土壌汚染対策法の規定に基づく形質変更時要届出区域の指定の解除（水環境課）
- 大規模小売店舗に対する市町村等意見の公示（商業・サービス産業支援課）
- 大規模小売店舗の変更に関する公示（商業・サービス産業支援課）
- 大規模小売店舗の変更に関する公示（商業・サービス産業支援課）
- 和光都市計画事業白子三丁目中央土地区画整理事業の事業計画変更(第7回)の認可(市街地整備課)
- 県道長瀬玉淀自然公園線の区域の変更（秩父県土整備事務所）
- 一般国道462号の区域の変更（本庄県土整備事務所）
- 県道上里鬼石線の区域の変更（本庄県土整備事務所）
- 埼玉県教育委員会定例会の招集（教委・総務課）
- 不在者投票を行うことができる施設の指定解除（選挙管理委員会）

規 則

埼玉県立高等学校通則の一部を改正する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年七月二十二日

埼玉県教育委員会教育長 高 田 直 芳

埼玉県教育委員会規則第十号

埼玉県立高等学校通則の一部を改正する規則の一部を改正する規則

埼玉県立高等学校通則の一部を改正する規則（令和四年埼玉県教育委員会規則第

九号）の一部を次のように改正する。

別表の改正規定中
「埼玉県立児玉白楊高等学校」
を
「埼玉県立児玉高等学校」
に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

規 則

埼玉県立特別支援学校管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年七月二十二日

埼玉県教育委員会教育長 高 田 直 芳

埼玉県教育委員会規則第十一号

埼玉県立特別支援学校管理規則の一部を改正する規則

埼玉県立特別支援学校管理規則（昭和三十三年埼玉県教育委員会規則第九号）の一部を次のように改正する。

第二条を次のように改める。

（分校）

第二条 分校を設置する学校、分校の名称及び分校の位置は、次のとおりとする。

分校を設置する学校	分校の名称	分校の位置
埼玉県立川越特別支援学校	埼玉県立川越特別支援学校川越たかしな分校	川越市大字砂新田字武蔵野元南田島分二千五百六十四番地
埼玉県立草加かがやき特別支援学校	埼玉県立草加かがやき特別支援学校草加分校	草加市原町二丁目七番一号
埼玉県立大宮北特別支援学校	埼玉県立大宮北特別支援学校さいたま西分校	さいたま市西区大字西遊馬千六百一番地
埼玉県立けやき特別支援学校	埼玉県立けやき特別支援学校伊奈分校	北足立郡伊奈町大字小室八百十八番地二
埼玉県立越谷西特別支援学校	埼玉県立越谷西特別支援学校松伏分校	北葛飾郡松伏町ゆめみ野東二丁目七番地一
埼玉県立東松山特別支援学校	埼玉県立東松山特別支援学校嵐山学園分校	比企郡嵐山町大字菅谷字東原二百六十四番一
埼玉県立春日部特別支援学校	埼玉県立春日部特別支援学校宮代分校	南埼玉郡宮代町字東六百一十一番地
埼玉県立上尾特別支援学校	埼玉県立上尾特別支援学校上尾南分校	上尾市中新井五百八十五番地
埼玉県立騎西特別支援学校	埼玉県立騎西特別支援学校北本分校	北本市古市場一丁目百五十二番地
埼玉県立川口特別支援学校	埼玉県立川口特別支援学校鳩ヶ谷分校	川口市大字里二百二十五番地一
埼玉県立狭山特別支援学校	埼玉県立狭山特別支援学校	狭山市大字上奥富字揚櫓

学校 埼玉県立久喜特別支援 学校	学校狭山清陵分校 埼玉県立久喜特別支援 学校白岡分校	木下三十四番地三 白岡市高岩字谷中二百七 十五番地の一
------------------------	----------------------------------	-----------------------------------

別表埼玉県立川口特別支援学校の項中

中 学 部 三 年	学校教 育法に 規定 する学 齢生徒 で知 的障害 のある 者
-----------------------	---

育法に規定
する学
齢生徒
で知
的障害
のある
者

中 学 部 三 年	鳩ヶ谷 分校	学校教育法に規定 する学 齢生徒 で知 的障害 のある 者
中 学 部 三 年	高等部	に改め、同
中 学 部 三 年	四八	に改め、同
中 学 部 三 年	あるもの	に改め、同

表埼玉県立狭山特別支援学校の項中

中 学 部 三 年	学校教育法 に規定 する学 齢生徒 で知 的障害 のある 者
-----------------------	---

に規定
する学
齢生徒
で知
的障害
のある
者

中 学 部 三 年	狭山清 陵分校	学校教育法に規定 する学 齢生徒 で知 的障害 のある 者
中 学 部 三 年	高等部	に改め、同表埼
中 学 部 三 年	四八	に改め、同表埼
中 学 部 三 年	あるもの	に改め、同表埼

玉県立久喜特別支援学校の項中

高 等 部 三 年	中学部を卒業した 者又はこれに準ず る者
高 等 部 六 二	中学部を卒業した 者又はこれに準ず る者

に改め、同表埼玉県

高 等 部 三 年	白岡分 校	中学部を卒業した 者又はこれに準ず る者
高 等 部 六 二	高等部	に改め、同表埼玉県
高 等 部 三 年	四八	に改め、同表埼玉県
高 等 部 三 年	あるもの	に改め、同表埼玉県

立草加かがやき特別支援学校の項の次に次のように加える。

埼玉県立岩槻はるかぜ特別支援学校		
高等部	中学部	小学部
三年	三年	六年
一一〇		
これに準ずる者	者 年齢生徒で知的障害のある 学校教育法に規定する学	者 年齢児童で知的障害のある 学校教育法に規定する学

附 則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。

告 示

埼玉県告示第七百五十八号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

令和四年七月二十二日

埼玉県知事 大野 元 裕

1 購入等件名及び数量

次期埼玉県自治体情報セキュリティクラウドサービス提供等業務 一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

埼玉県企画財政部情報システム戦略課企画・セキュリティ担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号

3 落札者を決定した日

令和4年6月16日

4 落札者の氏名及び住所

S Bテクノロジー株式会社 東京都新宿区新宿6丁目27番30号

5 落札金額

164,998,000円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札の公告を行った日

令和4年4月22日

告 示

埼玉県告示第七百五十九号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

令和四年七月二十二日

埼玉県知事 大野 元 裕

1 調達内容

(1) 購入等件名及び数量

職員用パーソナルコンピュータに係るソフトウェア調達 253ライセンス

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 使用期間

令和4年12月1日（木）から令和8年11月30日（月）まで。ただし、翌年度以降において、歳入歳出予算の当該契約の金額について減額又は削除があった場合は、当該契約を解除する。

(4) 納入場所

埼玉県企画財政部情報システム戦略課長が指定する場所

(5) 入札方法

本件入札は、「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同システムの利用者登録をしていない者については、紙媒体による入札書の郵送又は持参による入札も認める。また、入札金額については、履行期間全体の総価を入力し、又は記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に入力され、又は記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に入力し、又は記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示（令和2年埼玉県告示第870号）に基づき、業種区分「物品の販売」のA等級に格付けされた者であること。

(3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成21年3月31日付け入審第513号）に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

(4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成21年4月1日付け入審第97号）に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

(5) 本件業務について、仕様書の要求する事項を確実に履行できることを証明し

た者であること。

3 入札書の提出場所等

- (1) 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問合せ先

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県企画財政部情報システム戦略課業務効率化推進担当 稲森、杉浦、内野 電話048-830-2282（直通）

- (2) 入札説明書及び仕様書の交付方法

ア 「埼玉県電子入札共同システム」による場合

埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「入札情報公開システム」からダウンロードすること。

イ 紙媒体による場合

上記(1)の交付場所において交付する（事前に電話により連絡すること。）。

- (3) 入札書受付期間

ア 「埼玉県電子入札共同システム」を使用する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から令和4年9月1日（木）午後1時まで

イ 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合

- (ア) 郵送の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から令和4年8月31日（水）午後5時まで

なお、書留郵便によること。

- (イ) 持参の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から令和4年9月1日（木）午前10時まで

- (4) 開札の場所及び日時

埼玉県企画財政部情報システム戦略課 令和4年9月1日（木）午後1時15分

4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率（100分の5以上）を乗じ

た額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。）第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率（100分の10以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を次のいずれかの方法で令和4年8月16日（火）午後4時までに提出し、競争入札参加資格の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

ア 「埼玉県電子入札共同システム」により確認申請する。

イ 紙媒体の書類を上記3(1)の提出場所に郵送し、又は持参する。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規則第97条又は埼玉県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年埼玉県規則第106号）第9条の規定に該当する入札書

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 低入札価格調査制度に係る調査基準価格

設定する（調査基準価格未満の入札があった場合は、調査の上、当該入札を行った者を落札者とするか否かを決定する。）。

(8) 手続における交渉の有無

無

(9) 競争入札参加資格の付与

上記2(2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「競争入札参加資格申請受付システム」から登録申請を行い、受付票その他の登録に必要な書類

を令和4年8月5日(金)までに埼玉県総務部入札審査課審査担当(〒330-9301
埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 電話048-830-5775(直通))
へ送付すること。

(10) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な代金請求書を受理した日から30日以内に当該代金を
受注者に支払うものとする。

(11) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

5 Summary

(1) Nature of Services Required:

Procurement of 253 software for staff personal computers.

(2) Deadline for Submissions:

By the electronic bidding system: 1:00 p.m., September 1, 2022

By registered mail: 5:00 p.m., August 31, 2022

In person: 10:00 a.m., September 1, 2022

(3) Contact Information:

Information Systems Strategy Division, Department of Planning and
Finance,

Saitama Prefectural Government

Takasago 3-15-1, Urawa-ku, Saitama-shi, Saitama-ken 330-9301

Tel. 048-830-2282

告 示

埼玉県告示第七百六十号

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第二項の規定により、令和四年埼玉県告示第九十三号により指定した区域の指定を次のとおり全部解除する。

令和四年七月二十二日

埼玉県知事 大野 元 裕

- 一 形質変更時要届出区域として指定を解除する区域
別図のとおり（埼玉県加須市土手二丁目千三百二十九番五の一部）
- 二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類
砒素及びその化合物
- 三 講じられた汚染の除去等の措置
基準不適合土壤の掘削による除去


別図

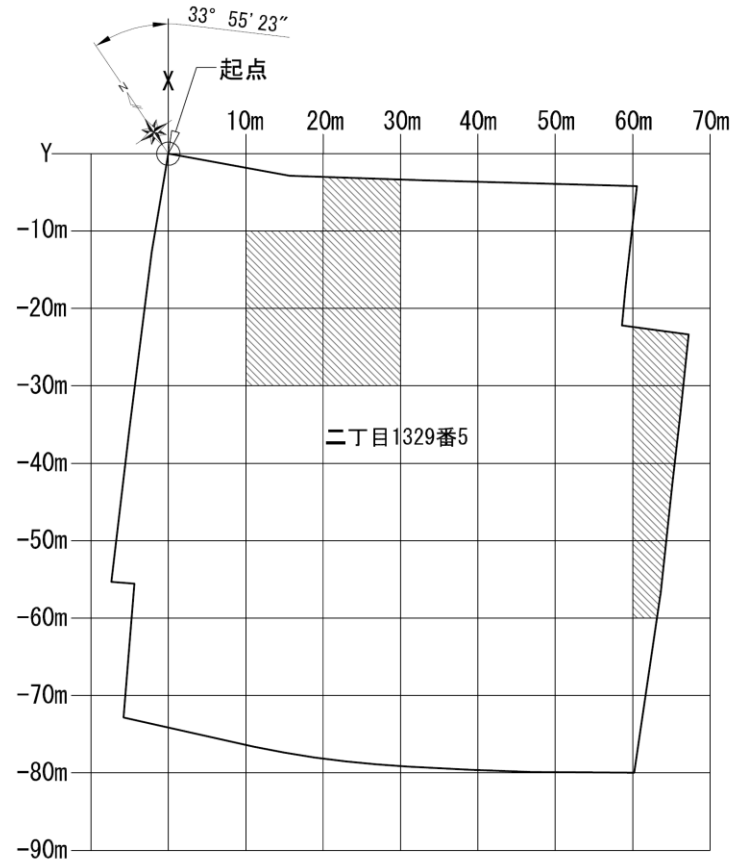
別 図

起点
起点は、加須市土手二丁目1329番5の最北端とする。

格子の回転角度 33度55分23秒
起点を通り東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行に10m間隔で引いた線により構成される格子を、起点を支点に右方向に回転させた角度を示す。

解除に係る土地の面積
664.2㎡

 形質変更時要届出区域を解除する区画



告 示

埼玉県告示第七百六十一号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項及び第二項の規定による意見の概要について、同条第三項の規定により公告し、及び当該意見を次のとおり縦覧に供する。

令和四年七月二十二日

埼玉県知事 大野 元裕

一 意見の概要

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）ドラッグコスモス花園インター店

埼玉県深谷市荒川字原宿八百十一番一外

ロ 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による市町村の意見の概要

花園小学校、花園中学校の学区となっているので、工事の際には各学校に連絡を入れること。

二 縦覧期間

令和四年七月二十二日から令和四年八月二十二日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県北部地域振興センター

告示

埼玉県告示第七百六十二号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和四年七月二十二日

埼玉県知事 大野 元裕

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

イオンモール羽生

埼玉県羽生市川崎二丁目二百八十一番地三

ロ 変更の概要

駐車場の位置及び収容台数

（変更前）位置 図面省略 収容台数 四八〇〇台

（変更後）位置 図面省略 収容台数 四八〇〇台

来客が駐車場を利用することができる時間帯

（変更前）（駐車場①から駐車場③）午前零時から翌午前零時

（駐車場④、駐車場⑤）午前八時から翌午前零時

（変更後）（駐車場①から駐車場③）午前零時から翌午前零時

（駐車場④から駐車場⑥）午前八時から翌午前零時

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

（変更前）出入口の数 十三か所 位置 図面省略

（変更後）出入口の数 十五か所 位置 図面省略

ハ 変更年月日

令和五年三月九日

ニ 届出年月日

令和四年七月八日

二 縦覧期間

令和四年七月二十二日から令和四年十一月二十二日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県利根地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺

の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に
対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

令和四年七月二十二日から令和四年十一月二十二日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告 示

埼玉県告示第七百六十三号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和四年七月二十二日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

越谷コミュニティプラザ

埼玉県越谷市南越谷一丁目二千八百七十六番一

ロ 変更の概要

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前） 越谷市 越谷市長 高橋努

埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目二番一号

（変更後） 越谷市 越谷市長 福田晃

埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目二番一号

ハ 変更年月日

令和三年十一月十一日

ニ 届出年月日

令和四年七月十三日

二 縦覧期間

令和四年七月二十二日から令和四年十一月二十二日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県東部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

令和四年七月二十二日から令和四年十一月二十二日まで

ロ 意見書提出先

告 示

埼玉県告示第七百六十四号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第三十九条第一項の規定により土地区画整理事業の事業計画の変更を認可したので、同条第四項の規定により公告する。

令和四年七月二十二日

埼玉県知事 大野 元裕

一 組合の名称

和光市白子三丁目中央土地区画整理組合

二 事業施行期間

平成二十一年十一月二十日から令和十四年三月三十一日まで

三 施行地区

埼玉県和光市白子三丁目の一部及び大字下新倉字吹久原の全部

四 事務所の所在地

埼玉県和光市白子三丁目九番九十二号

五 設立認可の年月日

平成二十一年十一月二十日

六 変更認可の年月日

令和四年七月二十二日

告 示

埼玉県秩父県土整備事務所長告示第五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和四年七月二十二日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県秩父県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和四年七月二十二日

埼玉県秩父県土整備事務所長 辻

幸 二

一 道路の種類 県道

二 路 線 名 長瀬玉淀自然公園線

三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
三沢字広町二〇二七番二地先まで	秩父郡皆野町大字三沢字藤ノ木一七九〇番一地先から同郡同町大字	区 間
一一・四四〇二六・一六	四・五六〇一五・〇〇	敷地の幅員 (メートル)
一、〇〇六・二九		延長 (メートル)
		備 考

告 示

埼玉県本庄県土整備事務所長告示第五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和四年七月二十二日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県本庄県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和四年七月二十二日

埼玉県本庄県土整備事務所長 木 村 和 正

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路線名 四百六十二号
- 三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
	児玉郡神川町大字新宿字本郷四八 番六地先から同郡同町大字新宿字 本郷一〇四番二地先まで	区 間
二九・七二) 一一・七七	一〇・一三) 一二・四九	敷地の幅員 (メートル)
	一五一・五五	延長 (メートル)
	道路改良工事による。	備 考

告 示

埼玉県本庄県土整備事務所長告示第六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和四年七月二十二日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県本庄県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和四年七月二十二日

埼玉県本庄県土整備事務所長 木 村 和 正

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線 名 上里鬼石線
- 三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
	児玉郡神川町大字新宿字枇杷ヶ橋 九六番地先から同郡同町大字新宿 字本郷一八番一地先まで	区 間
二九・五三) 一二・二九	一三・四一) 九・三〇	敷地の幅員 (メートル)
	二九五・四五	延長 (メートル)
	道路改良工事による。	備 考

告 示

埼玉県教委告示第十八号

埼玉県教育委員会定例会を次のとおり招集する。

令和四年七月二十二日

埼玉県教育委員会教育長 高 田 直 芳

一 日時

令和四年七月二十八日 午前十時

二 場所

さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号

埼玉県教育局教育委員会室

三 議題

イ 埼玉県教職員健康審査会委員の委嘱について

ロ 令和五年度当初教職員人事異動方針について

ハ その他

告 示

埼玉県選管告示第五十七号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十五条第二項及び第四項
第二号（他の政令において準用し、又は例による場合を含む。）の規定による不在者
投票を行うことができる次の施設につき、その指定を解除した。

令和四年七月二十二日

埼玉県選挙管理委員会委員長 岡 田 昭 文

種 別	施設の開設主体及び名称	所 在 地
病院	社会福祉法人恩賜財団済生会支部 埼玉県済生会栗橋病院	埼玉県久喜市小右衛門七百十四 番地の六